

# 中小企業の設備投資関連税制の新設・見直し・延長

## 目的・背景

国内の設備投資関連税制を利用する中小企業は全体として7万社を超えている。新型コロナ、物価・資源の高騰、円安等の中小企業を取り巻く収益環境の悪化が懸念されているが、中小企業による積極的な設備投資等を引続き後押しすることで日本経済の活性化を図る。また、改正後は赤字企業も含めた中小企業の前向きな投資や賃上げも後押ししていく。

## 税制措置の内容

中小企業投資促進税制、中小企業経営強化税制、中小企業防災・減災投資促進税制について、対象設備の縮小・追加等を含む見直しが行われた上で、適用期限を2年延長する。また、生産性向上や賃上げに資する中小企業の設備投資に関する固定資産税の特別措置を新設する。

## 3つの税制措置

※本改正箇所は青文字で記載

大項目	中項目	小項目	中小企業投資促進税制	中小企業経営強化税制	中小企業防災・減災投資促進税制
対象法人			青色申告書を提出する中小企業者等（資本金又は出資金の額が1億円以下の法人）		
適用要件			一定の対象設備の取得等をし、指定事業の用に供すること	中小企業等経営強化法の認定を受けた「経営力向上計画」に基づき、特定経営力向上設備等の取得等をし、国内の指定事業の用に供すること	事業継続力強化計画の認定を受けた日から同日以降1年を経過する日までに、一定の対象設備を取得等をし、事業の用に供すること
対象業種			製造業、建設業、卸売業、小売業、通信業、飲食店業、サービス業等  ※コインランドリー業の用に供する機械設備で、管理のおおむね全部を他の者に委託する場合は除外される（主要な事業であるものを除く）	製造業、建設業、卸売業、小売業、通信業、飲食店業、サービス業等  ※コインランドリー業又は暗号資産マイニング業の用に供する資産で、管理のおおむね全部を他の者に委託する場合は除外される（主要な事業であるものを除く）	—
適用措置	税額控除	特定中小企業者等*	取得価額×7%	取得価額×10%	—
		上記以外	—	取得価額×7%	—
	特別償却		取得価額×30%	取得価額×100%（即時償却）	取得価額×18% ※令和5年3月31日以前に取得：20% ※令和7年4月1日以降に取得：16%
適用期限			現行の令和5年3月31日から、令和7年3月31日までの2年間の延長		

\*特定中小企業者等とは、中小企業者等のうち、資本金又は出資金が3,000万円以下の法人

## 3つの税制措置の対象設備

※本改正箇所は青文字で記載

対象設備	中小企業投資促進税制	中小企業経営強化税制	中小企業防災・減災投資促進税制
建物附属設備	—	1台 60万円以上	1台 60万円以上
器具備品	—	1台 30万円以上	1台 30万円以上
工具*	1台 120万円以上 1台 30万円以上、且つ複数合計 120万円以上	1台 30万円以上	—
機械装置	1台 160万円以上	1台 160万円以上	1台 100万円以上
ソフトウェア**	複数合計70万円以上	1台 70万円以上	—
貨物自動車	車両総重量 3.5トン以上	—	—
内航船舶	取得価額×75%  ※500トン以上の内航船舶については、船舶の 環境への負荷の状況等に係る国土交通省への 届け出が必要となる	—	—

※中小企業防災・減災投資促進税制の対象設備に耐震設備が追加される（耐震設備の内容詳細の確認が必要）

### 生産性向上設備（A類型）

- 旧モデルと比較して生産性が年平均1%以上向上している設備
- 工具は、測定工具及び検査工具に限る
- ソフトウェアは、設備の稼働状況等に係る情報収集機能及び分析・指示機能を有する者に限る
- 工業会等から予め確認を受け、証明書を発行してもらう必要がある

### 収益力強化設備（B類型）

- 年平均の投資利益率5%以上の目的を達成するために必要不可欠な設備
- 投資計画は経済産業大臣（経済産業局）の確認を予め受ける必要がある

### デジタル化設備（C類型）

- 遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかを可能にする設備
- 投資計画は経済産業大臣（経済産業局）の確認を予め受ける必要がある

### 経営資源集約化設備（D類型）

- M&A等により取得した、修正ROA又は有形固定資産回転率が一定以上上昇する設備
- 投資計画は経済産業大臣（経済産業局）の確認を予め受ける必要がある

\* 中小企業投資促進税制の場合、工具は測定工具及び検査工具に限る

\*\* ソフトウェアは、複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用OSのうち一定のものは除く

# 生産性向上や賃上げに資する 中小企業の設備投資に関する固定資産税の特例措置

大項目	中項目	中小企業投資促進税制
対象法人		青色申告書を提出する中小企業者等（資本金又は出資金の額が1億円以下の法人）
適用要件		投資利益率が年率5%以上の「先端設備等導入計画」の認定を市町村から受け、設備を取得すること
対象設備 <small>※事業用家屋・構築物は適用対象外</small>	建物附属設備	60万円以上
	器具備品	30万円以上
	工具	30万円以上（測定工具及び検査工具）
	機械装置	160万円以上
適用措置	計画中に賃上げの表明に関する記載なし	3年間、課税標準を1/2に軽減する
	計画中に賃上げの表明に関する記載あり	以下の期間、課税標準を1/3に軽減する <ul style="list-style-type: none"> <li>令和6年3月末までに設備を取得した場合：5年間</li> <li>令和7年3月末までに設備を取得した場合：4年間</li> </ul>
適用期限		令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間に取得したもの（2年間）

※賃上げの表明とは、雇用者全体の給与が1.5%以上増加することを従業員に表明すること